

大阪薬科大学知的財産委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大阪薬科大学発明取扱規則（以下「発明取扱規則」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、大阪薬科大学知的財産委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、発明取扱規則第 2 条に定めるところによる。

(審議事項)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、その結果を速やかに学長に報告する。

- (1) 届出があった発明等に係る特許権等の承継に関する事項
- (2) 特許権等を承継した発明等の出願に関する事項
- (3) 本学に帰属する特許権等の権利化、権利維持及び権利活用に関する事項
- (4) 本学に帰属する特許権等の第三者に対する実施許諾及び譲渡等に関する事項
- (5) 任意譲渡の申出があった特許権等の取扱いに関する事項
- (6) 発明者からの異議申立に関する事項
- (7) 発明等以外の知的財産の取扱いに関する事項
- (8) 知的財産に関連する基本方針、規則、基準等の制定、改廃に関する事項
- (9) その他、学長が必要と認める事項

(構成)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長が指名した知的財産に関し専門的知見を有する教員 1 名
- (2) 前号以外の教員のうち学長が指名した者 若干名
- (3) その他、委員長が必要と認めた者 若干名

2 前項に規定する委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、第 4 条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(運営)

第 7 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めた場合は、委員会に学内・学外を問わず委員以外の者を出席させ、そ

の意見を聞くことができる。

5 直接の利害関係を有する委員は、当該審議に加わることができない。

(事務)

第 8 条 委員会の事務は、臨床教育・研究支援課において行う。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、理事長が行う。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 18 日から施行する。(平成 26 年 11 月 18 日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 17 日 理事会承認)

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 21 日から施行する。(平成 27 年 4 月 21 日 理事会承認)

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。(平成 28 年 3 月 15 日 理事会承認)